

ボランティア市民活動推進協議会について

1. 推進協議会の目的と設置

時代の変遷とともに個人の価値観が多様化し、生活に対するニーズも大きく変化してきています。また、地域社会の抱える課題も多様化し、公平性を追求する画一的な行政活動は限界に近づいています。

そのような中で、真に豊かに暮らせる活力ある地域社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、自主的な意志により知恵や力を出し合い、地域で助け合いながら、地域の課題解決に取り組み、支え合っていくことが求められています。

ボランティアなどの市民活動は、公的サービスではできない独自性のある柔軟なサービスを提供するとともに、まちづくりへの市民参加、市民と行政の協働社会を築く活動として大変期待されています。

今後、市民一人ひとりが、積極的にボランティア市民活動に参加できる環境を整備し、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくための仕組みをつくることが必要不可欠であると考えられます。

推進協議会では、ボランティア活動などの市民活動を振興し、市民参加や市民と行政の「協働」を進めていくための必要なルールや方策などを協議することを目的に設置するものです。

2. 協議会の任務

- (1) ボランティア活動推進計画の推進に関すること
- (2) ボランティア市民活動センターに関すること
- (3) その他必要な事項

3. 委員の任期 2年（平成25年7月1日～平成27年6月30日）